

○木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成27年7月7日

告示第195号

(設置)

第1条 木更津市における特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）等による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づく登録により行われるボランティア輸送としての有償の運送（以下「福祉有償運送」という。）について、その必要性、課題、利用者の安全及び利便の確保に係る方策等を協議するため、木更津市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 特定非営利活動法人等による法第79条の規定に基づく登録等の内容に関する事。
- (2) 特定非営利活動法人等が実施する福祉有償運送における課題等に関する事。
- (3) その他福祉有償運送について必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が適当と認めた者を委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内を運行しているタクシー事業者
- (3) 福祉有償運送の利用者の代表
- (4) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の職員
- (5) 市内を運行しているタクシー運転者の代表
- (6) 本市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表
- (7) 市長が指名する職員

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、協議会の会議の運営上必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日告示第67号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。